

# 平笠小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち「いじめの問題に」学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一とし、家庭・地域・関係機関等の協力を得ながら、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てていくことが大切である。平笠小学校では校長のリーダーシップのもと、全職員が積極的にいじめを認知し、早期発見・早期対応に取り組むため「平笠小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

学校いじめ防止基本方針の中核的な内容として、情報共有、適切な対処等、徹底するための具体的な取り組みを全教職員で意思統一し、児童と保護者との連携によって、いじめを未然に防いだり、小さな段階で発見したり、事後の対応を適確に対処していくようにする。さらには、いじめを未然に防ぐ環境作りや保護者地域との連携の仕方など、学校がいじめへの対応について常に改善し、それを周知することにより学校生活を送る上で、児童・保護者に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげていく。

### 2 いじめの定義（法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害で、いかなる理由であっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルが原因となっていることあるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団に対しても適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などの関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべく問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめ未然防止のための取り組み

### 1 教職員による指導について

- (1) 一人ひとりの良さが認められ、信頼とルールに支えられた学校・学級経営に努める。
- (2) 言語環境を整え、自立・責任・協同の態度を育てる。
- (3) 教育相談による児童理解に努め、人間関係に関する状況を的確に把握する。
- (4) 全ての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、良好な対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (6) いじめの構造やいじめ問題の対処など「いじめ」に敏感な人権感覚をもつように努める。
- (7) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (8) 担任やいじめを知った教職員は、問題を抱え込むことなく、管理職への報告をし、組織として対応する。
- (9) 児童理解やいじめ問題に係る研修を年間複数回行う。

## 2 児童に培う力とその取り組み

### 【平笠小のめざす児童の姿】

- 岩手山のような子に ・やさしい子 ・まなぶ子 ・つよい子  
(やさしい子)
- ・自他の生命を尊重する
  - ・自律的に判断し、行動する
  - ・他者と協調し、生活の充実を図る よく働き、周囲の人を大切に思う  
(まなぶ子)
  - ・知識・技能を身に付け、活用する
  - ・既有的知識・技能をもとに筋道を立てて考え、判断し、表現する
  - ・自分の考えをもち他のよさを認めてよりよくする 学びを振り返り次を見通す  
(つよい子)
  - ・健康で安全な暮らしを送る
  - ・正しく判断し、積極的に行動する
  - ・進んで体を鍛える ねばり強く最後までやり遂げる

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を持ち、生きていることを理解し、他者に対して暖かい態度で接することのできる思いやりの心を育てる。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用し、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越える合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業やQ-Uテストの結果を活用した取り組みや教育相談を通して児童一人ひとりセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、学校いじめ防止対策組織として、「いじめ防止委員会」を位置付ける。その役割は、以下のようになる。

- ・いじめを未然に防止するため、日常の観察と児童理解に努め、児童の友達関係や問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったとき、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### (1) 構成員

【学校から】 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任

【外部から】 P T A代表、学校評議員、スクールカウンセラー、市教育相談担当

### (2) 取り組み内容

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取り組み
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動推進

- (3) 毎月1回定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の終息まで随時開催とする。

#### 4 児童の主体的な取り組み

- (1) 児童会による「いじめゼロ宣言」等の取り組み
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会活動や取り組み（全校奉仕活動）
- (3) あいさつ運動の実施

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校通信などに掲載し広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議でもいじめの実態や指導方針について説明を行う
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) 生徒指導に関する校内研修会 年1回（11月）
- (2) いじめ防止委員会での事例研修 月1回

### Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

#### 1 いじめ発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。「こころのポスト」という投書の取り組みやいじめアンケートの月1回実施、各学期末（6月、11月、2月）に実施する面談などを通して児童の相談の窓口成全教職員が当たる。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為発見だけでなく、児童の表情や行動の変換にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を向けるよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、運動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。  
※いじめを発見したり、児童や保護者・地域の方から情報が入ったりした場合、管理職を含めた他の教職員に共有しないことは、法の規定に違反することになる。担任が抱え込んでしまうことがないように、全教職員で共有する。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童を対象にしたアンケート調査 月1回
- (2) 保護者を対象にしたアンケート調査 年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 随時

#### 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行動である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| ○日常のいじめ相談（児童及び保護者）    | ・・・全教職員が対応              |
| ○教育相談                 | ・・・養護教諭、教育相談担当          |
| ○地域からのいじめ相談窓口         | ・・・副校長                  |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・・・学校または所轄警察署           |
| ※八幡平市教育委員会の教育相談窓口     | ・・・74-2111（内2319）       |
| ※24時間いじめ相談電話（研教委）     | ・・・019-623-7830（24時間対応） |

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むのではなく、速やかに生徒指導主事や副校長に報告し、組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察に通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めた場合、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、学級や学校から根絶しようという態度をいきわたらせる。
- (3) すべての児童が集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡平市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、八幡平市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに所轄署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、NintendoSwitch 等のゲーム機やスマートフォンが大部分であることから、アクセス制限などの家庭の協力を得るとともに情報メディア学習を推進する。

## V 重大事態の報告

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより平笠小学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより平笠小学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。【法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（八幡平市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合 教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおりにする。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ防止委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と利害関係のない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を八幡平市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（八幡平市教育委員会）が調査の主体となる場合 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも3か月は、「いじめに係る行為が止んでいること」本人や保護者に面談等をして「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察をする。

## VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「まなびフェスト」の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・日常の児童理解について
- ・いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること
- ・いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応
- ・いじめが解消するまでの継続的な対応ができたか

## VIII その他

### 1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に係る方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

年度毎に学校いじめ防止基本方針を周知するよう、また、学校は、通信や PTA 総会等の機会を通して学校いじめ防止基本方針を周知に努める。